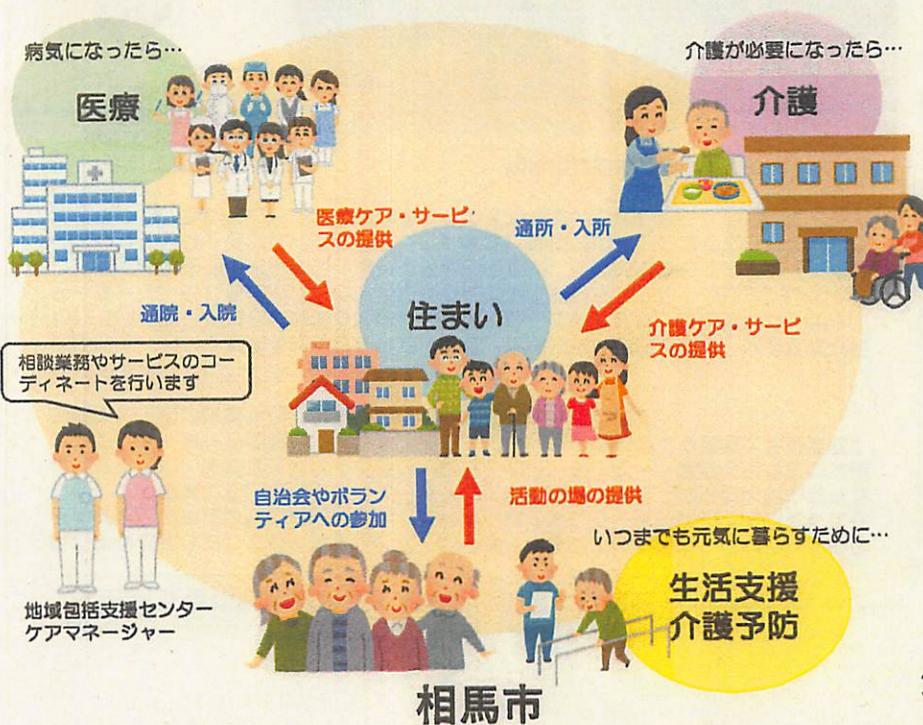


地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは・・・



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみのことです。今後高齢化が進み、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。そのためには、「自助・互助・共助・公助」の充実を図るとともに、本人、家族、地域住民、医療従事者、介護・福祉関係者、社会福祉協議会及び行政の連携を強化することが不可欠です。



地域包括ケアシステムを推進するための主な事業

市では、次の5事業を柱に地域包括ケアシステムの構築へ向けた取り組みを行います。

① 地域ケア会議：平成28年度より開催

医療・介護の関係者、地域の関係者等で構成される会議です。地域ケア会議には、次の5つの機能があります。

① 個別課題の解決

多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能



② 地域包括支援・ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能

③ 地域課題の発見

個別ケースの分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能

④ 地域づくり・資源開発

インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能

⑤ 政策の形成

地域に必要な取組みを明らかにし、政策を立案・提言していく機能

② 介護予防・日常生活支援総合事業：平成28年4月より開始

総合事業は、要支援者等の多様な生活支援ニーズについて、地域の実情に応じた市町村独自のサービスを提供する事業です。現在は、介護予防・生活支援サービス※として、訪問型サービスと通所型サービスを行っています。また、一般介護予防事業として、市では「骨太けんこう体操」を考案し、普及・啓発等を行っています。
※介護予防・生活支援サービスは、市区町村が行うサービスです。要支援1・2の認定を受けている方と65歳以上で基本チェックリストにより事業対象者となった方が利用できます。



骨太けんこう体操体験教室を開催しています！

日 時：毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)

午後2時～午後3時30分

場 所：総合福祉センターはまなす館

持ち物：動きやすい服装、汗を拭くタオル、水分補給の飲み物

問合せ先：相馬市社会福祉協議会 036-5033



③ 生活支援体制整備事業：平成28年度より実施

市が中心となって、生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を一体的に図っていくことを目的とする事業です。地域における一的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、多様な主体による多様な取組みのコーディネーター業務を担う生活支援コーディネーターを配置しています。また、『地域支え合いづくりを考える委員会』を開催し、地域課題や課題解決に向けた取組を検討しています。

《生活支援コーディネーターの活動》

地域には、地域を支えるたくさんの方がおり、地域独自の伝統や活動、交流などが行われています。それらは地域支え合いの基盤であるといえます。生活支援コーディネーターは、それらの地域における活動等について取材をし、多くの住民に伝えるなど、高齢者の生活を支援する仕組みを構築するため、「地域で暮らす人」と「支援する人やサービス」をつなぐ活動を行っています。地域での集いの場や助け合い活動、地域で新しい活動を立ち上げたいと思っている方などおりましたら、お気軽にご連絡ください。

相馬市社会福祉協議会 ☎36-5033

地域座谈会の開催や様々な地域の取組み・活動の情報を集めています



④ 認知症総合支援事業

認知症の方またはその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するための事業です。市では、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成30年度より実施しています。また、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図るために「認知症地域支援推進員」を設置しています。

《認知症に関する取組み》

◆認知症初期集中支援チーム

専門医や相談員が無料で認知症に関するアドバイスや支援を行います。認知症と思われる心配ごとや困りごとがある場合はお気軽にご相談ください。

◆認知症カフェ

認知症に関するお悩みの相談や、情報交換ができる交流カフェを開催しています。どなたでも、お気軽にご参加ください。

日時：毎月第2水曜日、第4火曜日

午後2時～午後3時30分

問い合わせ先：相馬市社会福祉協議会 ☎36-5033



3

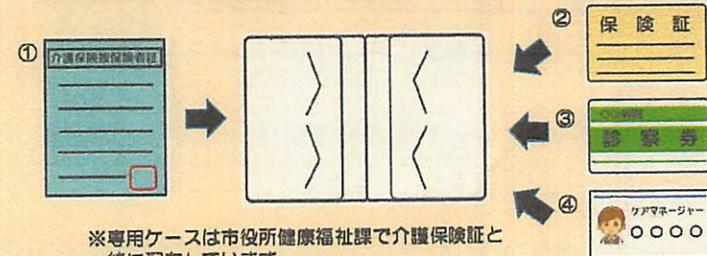
⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

地域における医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を推進する事業です。相双医療圏においては、平成29年度より「退院調整ルール」の運用を開始しました。これは、高齢者が退院する際に、必要な介護保険サービスをスムーズに受けられるようにするための仕組みです。

《介護サービスを利用している方や、ご家族にお願い》

高齢者の方が入院された際に、病院とケアマネジャーが連絡を取り合うことで、退院後、安心してご自宅に戻り、介護サービスを受けることができるよう、次のことにご協力をお願いします。

- (1) 入院する時は、担当のケアマネジャーに連絡してください。
- (2) 入院に備えて、次のものを介護保険証の専用ケースにセットしておきましょう。
①介護保険証 ②医療保険証 ③診察券 ④担当ケアマネジャーの名刺



※専用ケースは市役所健康福祉課で介護保険証と一緒に配布しています。

介護保険のサービス

◆介護保険制度とは

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるための制度で、介護が必要と認定された被保険者がサービス提供事業者と契約して、必要な介護サービスを1割～3割の自己負担で利用できるという社会保険制度です。

◆どんな時に介護保険給付（サービス）が受けられるか？

65歳以上の人（第1号被保険者）



寝たきり・認知症・虚弱など何らかの介護や支援が必要になったときに、認定を受けてサービスが利用できます。

40～64歳の人（第2号被保険者）



特定疾病※により介護や支援が必要になったときに、認定を受けてサービスが利用できます。
※特定疾病とは、がん末期など介護保険法で定められている16疾患のことです。

4

◆利用までの流れ

介護保険サービスを利用するためには、市区町村に対して介護認定の申請をし、「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請後、訪問調査や要介護認定審査を経て、介護度の区分等を決定し、介護保険被保険者証に記載します。

①申請します

市の健康福祉課介護保険係へ介護認定の申請をします。申請には本人の介護保険被保険者証が必要になります。
※40歳～64歳（第2号被保険者）の方は医療保険証が必要です。



②調査が行われます

調査員が自宅などを訪問し、心身の状況を調査します。また、主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。

③介護認定審査会で審査され、認定結果が郵送されます

■要介護1～5と認定された方

- ・在宅サービスを利用する場合
ケアマネジャーとの相談により、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ・施設に入所する場合
入所を希望する介護保険施設に直接申し込みます。施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。
- 要支援1・2と認定された方
・介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合
地域包括支援センターでケアプランを作成します。

介護サービスが利用できます



※申請から認定まで要する期間は約30日となっています。

◆介護サービスを利用した場合の自己負担額

ケアプランにもとづいて介護サービスを利用した場合、サービスにかかった費用の1割～3割をサービス事業者に支払います。利用者負担の割合は収入により決まります。

利用者負担割合	対象者
3割	次の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割に該当しない方で、次の①②両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の方

◆在宅サービスの費用

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合は1割～3割ですが、上限を超えた分は全額利用者の負担となります。

在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

◆介護保険サービスの種類

在宅サービス



《訪問系》

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
ホームヘルパーによる食事・入浴・排泄などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助介護を受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。
- ・訪問入浴介護
移動入浴車などが自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。
- ・訪問リハビリテーション
居宅へ理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらいリハビリテーションを受けられます。
- ・訪問看護
疾病などを抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。
- ・居宅療養管理指導
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。
- 《通所系》
- ・通所介護（デイサービス）
通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。

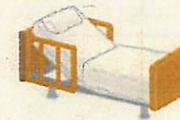
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで受けられます。

《短期間の入所》

- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

《その他》

- ・福祉用具貸与
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
介護度によって貸与できる福祉用具が決まっています。
- ・特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）
入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した時、申請により購入費が支給されます。
- ・住宅改修費支給
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。※事前に申請が必要です。
- ・特定施設入居者生活介護
有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けられます。



施設サービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
- ・介護医療院
生活の場としての機能もそなえた施設で、長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

地域密着型サービス（市内にあるもの）

- ・認知症対応型通所介護
認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
- ・地域密着型通所介護
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

問い合わせ先：相馬市役所健康福祉課介護保険係 ☎37-3065

その他の高齢者福祉

◆ひとり暮らし（高齢者のみ世帯）になったら・・・



サービス名	サービス内容	対象者
声かけ訪問サービス	地域のボランティアが、健康状態や安否の確認を目的に週1回程度で見回りします。	65歳以上の高齢者及び高齢者のみ世帯
在宅高齢者配食サービス	生活環境や身体的、経済的な理由などで日常的な食事の確保に何等かの支援を要する方を対象に、ボランティアを活用し1食100円の弁当を声かけをしながら配達します。	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、生活環境や身体的、経済的な理由等により食事の確保に支援を要する方
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	要介護状態ではない家に閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感解消を目的に、市のバスによる送迎で「ニチイケアセンター宇多の郷」を利用してふれあい交流活動、健康増進事業などを行います。	要支援・要介護認定を受けていない家に閉じこもりがちな高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のおおむね60歳以上の高齢者
緊急通報システム	緊急通報システムを貸与し、事故等の緊急時に迅速かつ適切な救助・援助を行います。収入額等に応じて費用の個人負担が発生することがあります。	緊急通報システムを必要とする高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯及び障害者・高齢者を抱える要援護世帯等

◆寝たきり等になったら・・・



サービス名	サービス内容	対象者
紙おむつ給付	在宅で寝たきりまたは重度の認知症の高齢者で、常時失禁尿意便意のない状態が長く続いている方におむつ券（月額4,000円分の紙おむつ代）を支給し助成します。	在宅で65歳以上の寝たきり又は認知症の高齢者（常時失禁の状態が3ヶ月以上継続している方）を介護している世帯
布団丸洗い乾燥サービス	在宅で寝たきり高齢者。障害者を介護している家庭に対し、寝具の衛生管理が困難な方の布団上下一組を無料で丸洗い乾燥をします。（年1回程度）	老衰・心身の障害などで寝具の衛生管理が困難な高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者の世帯
家族介護慰労金の支給	寝たきりの方などを在宅で介護し条件を満たす方に年10万円の慰労金を支給します。	要介護認定が要介護4以上の方を在宅で介護し、1年間介護サービスを利用しなかった市民税非課税世帯
訪問理美容サービス	在宅で要介護3以上の寝たきり又は認知症等により自ら理美容院に出向くことが困難な高齢者等の訪問理美容サービスを助成します。（1回につき1,000円、年2回まで助成）	要介護認定が要介護3以上の方、または身障者手帳1級の方で自ら理美容院に出向くことが困難な方
はり・きゅう・マッサージ施術費助成	在宅で要介護4以上の認知症・寝たきりの方を介護している方に施術費の助成をします。（1回あたりの施術費用の内1,000円分を年6回まで助成）	要介護認定で要介護4または要介護5と認定された方を介護している方

◆その他



サービス名	サービス内容	対象者
100歳賀寿	100歳になられた方に「賀寿状」等を贈呈します。	100歳を迎えた方
金婚式	「金婚を祝う会」に招待し、結婚50周年をお祝いします。（毎年8月～10月の間に開催）	その年の12月31日までに結婚20年を迎える夫婦（既に金婚を迎えた、これまで金婚を祝う会に参加していない方も含む）
敬老祝金事業	地区ふれあい敬老会の際に75歳以上に祝品、85歳以上に祝金5,000円を贈呈します。	75歳以上の方：祝品 85歳以上の方：祝金
自立高齢者の住宅改修費助成事業	高齢者が自立生活継続のため、手すりの取付などの小規模住宅改修を行う場合に、工事費の9割（最高18万円）の助成を行います。	生計中心者の所得が一定限度以内の世帯に属し、要支援・要介護状態にない60歳以上の高齢者
老人クラブ助成事業	社会福祉協議会を通じ、老人クラブの活動を助成します。	—
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解するため、出前講座により認知症サポーター養成講座を無料で開催します。	小学校高学年以上
	※出前講座の申込み先：市教育委員会 生涯学習課 ☎37-2187	
チャルメラカーおでかけミニバス	買い物弱者・交通弱者対策として、移動販売車の巡回や高齢者用巡回バスを運行しています。	おでかけミニバス：市内在住の65歳以上の方
介護職員初任者研修実践介護講座	介護職員の人材不足対策としてホームヘルパーの資格である介護職員初任者研修を実施しています。また、家族介護やボランティアでの知識・技術習得のため実践介護講座を実施しています。	・介護職員初任者研修：市内に住所を有し、介護サービス事業所に勤務している方、勤務することが確定している方または勤務することを希望する方 ・実践介護講座：市内に住所を有する60歳以上の方

問い合わせ先：相馬市役所健康福祉課高齢福祉係 ☎37-2174

社会福祉協議会の福祉サービス（高齢者関係）

《日常生活自立支援（あんしんサポート）事業》

認知症高齢者や障害者で、福祉サービスの利用について、自己の判断で適切に行うことが困難である方を対象として、契約に基づき、適切な利用のための一連の生活支援を公的な制度でお手伝いします。

【事業の内容】

福祉サービスの情報提供や利用の支援、生活に必要な金銭の預かりや金融機関から出し入れの支援、公共料金等支払の支援、書類等の預かりの支援日常の見守り支援等



《住民参加型事業》

■食事サービス

虚弱な独居老人や高齢者世帯の安否確認と健康管理のため、週1回ボランティアが調理、配食することで利用者と交流しています。

■ふれあい電話訪問

ひとり暮らしで閉じこもりがちな高齢者に対して、孤立と不安解消のため、ボランティアによる「ふれあい電話サービス」を行い、利用者の安否確認を行っています。

■福祉出前講座

市民を対象に福祉について更に理解を深めるため、福祉出前講座を開催します。

・高齢者疑似体験講座（対象者：小学4年生以上）

耳栓や特殊メガネ、手足の重りなどを装着して、高齢者（75～80歳）の身体的機能低下や心理的变化を体験し、高齢者の理解を深めます。



・介護講座（対象者：中学生以上）

在宅で安心して介護を続けるための移動の仕方や介護の心構えなどを学びます。

・認知症サポーター養成講座（対象者：中学生以上）

認知症の人やその家族を温かく見守るために、寸劇や説明を通して、認知症に対する正しい理解を深めます。

・介護予防体操講座（対象者：高齢者または介護予防に興味のある方）

骨太けんこう体操のDVDを見ながら体操を実施します。体力測定や介護予防に関する知識を深めます。

《在宅福祉サービス》

地域包括支援センター（市の委託事業）

地域で暮らす高齢者を、住み慣れた地域で自立し健やかに生活していくよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えます。

【業務内容】



■総合相談支援

高齢者やその家族、近所に暮らす人の悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関することなど何でもご相談ください。

■虐待の早期発見・防止などの権利擁護

高齢者が安心して暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見人制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害などにも対応します。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域のケアマネジャーの相談や支援のほか、高齢者がより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

■第1号介護予防支援・指定介護予防支援

介護保険要支援認定者（要支援1・2）や介護予防・日常生活支援総合事業利用者に対する介護予防サービス・支援計画を作成します。また、サービス事業所や関係機関との連携や調整も行います。

相馬市地域包括支援センター ☎36-2227

《その他》

■車いす同乗軽自動車貸出

市内に居住し、自力で歩行が困難な高齢者に対して、病院への通院や外出等を支援するために車椅子同乗軽自動車の貸し出しを行います。



- ・利用時間：午前8時30分から午後5時15分
- ・利用料金：無料（ガソリン代実費は自己負担）

■生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯等の生活を支援するため、必要な資金を無利子または低金利で貸付しています。福島県社会福祉協議会が実施している事業ですが、相談・受付等は市町村社会福祉協議会が窓口となっています。

問い合わせ先：相馬市社会福祉協議会 ☎36-5033